

令和4年8月9日

障害者施設 施設長様  
障害福祉サービス事業所 管理者様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

## 京都府からの「京都BA. 5対策強化宣言」発出に伴う障害者施設・障害福祉サービス事業所での感染防止対策の強化について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期にわたる中、施設職員の皆様の感染防止へのためまめ努力に感謝申し上げます。

令和4年8月3日付けで、京都府から、重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方（以下「高齢者等」という。）に対して感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるよう改めて呼び掛けることを含む「京都BA. 5対策強化宣言」が発出されました。高齢者等の外出自粛について、感染症の専門家からは、新型コロナウイルスに感染して重症化している又は亡くなっている高齢者等の多くは、高齢者施設や医療機関で感染されており、新型コロナウイルスを「施設内に持ち込まない」「施設内で感染拡大させない」ための対策が重要と指摘されています。

つきましては、障害者施設・障害福祉サービス事業所の皆様におかれましては、「京都BA. 5対策強化宣言」に定められている8月31日までの間、下記のとおり、感染防止対策を強化いただきますようお願いいたします。

【京都市情報館】「京都BA. 5対策強化宣言」発出！ 新型コロナ感染拡大中

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000297/297731/chuikankil.JPG>

### 記

#### 1 障害者施設・障害福祉サービス事業所職員の勤務前の体調等の確認の徹底

障害者施設・障害福祉サービス事業所職員におかれましては、感染リスクの高い場面や場所への外出等を極力回避いただくとともに、毎日勤務前に、検温、症状チェック及び生活チェックの実施を徹底してください。

職員に症状がある時は、勤務させず、自宅待機をさせてください。

また、職員の同居者や会食等をされた方が、発熱、咳、喉の痛み等の新型コロナウイルスへの感染を疑わせる症状を発症した時には、上司に報告させるとともに、感染リスクに応じて、自宅待機や、入所者・利用者への接触が少ない感染リスクの低い業務に従事させる等の対応を行ってください。

【別紙】症状チェックシート・生活チェックシート

#### 2 通所系及び訪問系事業所において利用者の利用前における体調等確認の徹底

通所系及び訪問系事業所利用者に対して、感染リスクの高い場面や場所への外出等を極力回避するよう呼び掛けるとともに、利用前の検温及び症状チェックを徹底してください。

### 3 感染のリスクが高いプログラムの自粛等

「歌を歌う」「集団でゲームをする等、大きな声を出してしまう」「ボールや風船など複数の利用者が同じものを使う」といった感染リスクが高いプログラムの実施は、避けてください。  
また、食事の時は、黙食を徹底してください。

### 4 熱中症対策に留意した換気の実施

換気が不十分と思われる状況下での集団感染が多発しています。熱中症予防にも留意しつつ、換気に取り組んでください。

【厚生労働省】熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

### 5 入所施設における家族等の面会実施時の感染防止対策の強化

市中では新型コロナウイルスがまん延しているうえ、特に夏休みやお盆は都道府県をまたいで人流が活発化することから、入所施設においては、各施設の状況に応じて、面会実施時の感染防止対策を強化してください。

### 6 濃厚接触者の自宅待機期間を短縮した場合の注意就業の徹底

濃厚接触者の自宅待機期間について、7月22日に国事務連絡が発出され、感染者の発症日（感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かにかかわらず、3日目から解除可能とされたところです。

潜伏期間が短いとされるオミクロン株でも、次の表のとおり、陽性者との接触から3日目では、53.05%の人しか発症していません。そのため、感染していても、抗原定性検査キットによる2日目と3日目の検査では、陰性になる可能性があります。

陽性者との接触からの日数	発症している人の比率（累計） （オミクロン株症例）
1日目	8.55%
2日目	30.41%
3日目	53.05%
4日目	70.69%
5日目	82.65%

出典：国立感染症研究所ホームページ「SARS-CoV-2の変異株B.1.1.529系統（オミクロン株）の潜伏期間の推定：暫定報告」（令和4年1月13日）により作成

このようなことを踏まえ、可能であれば、自宅待機期間を短縮せずに5日間待機させることが望ましいですが、やむを得ず自宅待機期間を短縮する場合は、陽性者との最終接触日の翌日から5日間は、次の点に注意して業務に従事することを徹底してください。

#### <注意事項>

- ① 当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えること。

- ② 業務従事中や休憩中は、会話を慎むこと。
- ③ サージカルマスク及び使い捨て手袋を着用するとともに、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ④ 陽性者や濃厚接触者ではない利用者に対する身体介護を、できる限り避けること。
- ⑤ 利用者に対する面談や、会議への出席を、できる限り避けること。
- ⑥ 毎日業務従事前に、抗原定性検査キットにより検査すること。

## 7 抗原検査キットを用いた障害者施設職員等への集中検査の実施の徹底

新型コロナウイルス感染者の早期発見のため、6月1日以降、入所施設、通所系及び訪問系事業所において、職員に発熱、咳等の症状がある時に、抗原定性検査キットによる随時検査を実施しています。

加えて、入所施設においては、新型コロナワクチン3回目接種完了から5か月経過する日以降、4回目接種完了から2週間経過する日の前日までの間は、抗体量の減少によって感染・重症化リスクが高まることから、抗原定性検査キットによる3日に1回の頻回検査を実施しています。

これらの集中的検査を実施するよう徹底してください。

【京都市情報館】抗原検査キットを用いた障害者施設・障害福祉サービス事業所職員への集中検査について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000299164.html>

## 8 新型コロナワクチン4回目接種の早期実施

3回目接種から5か月を経過する入所施設においては、速やかに4回目接種を実施してください。

また、通所系及び訪問系事業所においても、職員に対し、3回目接種から5か月を経過したら、なるべく早く、医療機関又は集団接種会場で4回目接種を受けていただくように呼び掛けてください。

【京都市情報館】【重要】訪問系・通所系サービス事業所等（障害福祉）における新型コロナワクチン4回目接種について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000302114.html>

【京都市情報館】京都市新型コロナワクチン接種ポータルサイト

<https://vaccines-kyoto-city.jp/>